

【工作物石綿事前調査者講習】受講資格

資格内容	各種証明書
(1)石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し(表裏両面)
(2)労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務を有する者	修了証の写し(表裏両面) 実務経験証明
(3)第一種又は第二種作業環境測定士であって建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	登録証(表裏両面)又は修了書の写し 実務経験証明
(4)学校教育法による大学(短大を除く)において工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して2年以上の実務経験を有する者	卒業証明書 履修科目証明書 実務経験証明
(5)学校教育法による短期大学において工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後、工作物に関して3年以上の実務経験を有する者	
(6)学校教育法による短期大学又は高等専門学校において工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者	
(7)学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	
(8)工作物に関して11年以上の実務経験を有する者	実務経験証明
(9)建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者	辞令の写し 実務経験証明
(10)環境行政(石綿の飛散防止に関するものに限る)に関して2年以上の実務経験を有する者	
(11)労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	辞令の写し 実務経験証明
(12)労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	証票または辞令の写し 実務経験証明

【建築物石綿含有建材調査者(一般)受講申込書】に添付

別に定める受講申込書とともに受講資格として申込書の記号(1)～(12)に該当する証明書類を添付してください。